

「健康日本21 あいち新計画」の中間評価について

1 健康日本21 あいち新計画の中間評価について

「健康日本21 あいち新計画」は、すべての県民が「生涯を通じて、健康でいきいきと過ごす」ことができるよう、行政や関係機関、関係団体等が連携を図り、県民の健康づくりを総合的に推進することを目的に平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間として策定している。

計画期間の中間年度（平成29年度）には中間評価を行い、必要に応じ内容の見直しを行うこととしており、計画期間の最終年度である平成34年度には最終評価を行うこととしている。

2 計画の中間評価と生活習慣関連調査について

計画では、4つの基本方針に基づき、地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、県内市町村ごとの健康状態や生活習慣の差の把握に努め、そこで得られた情報から独自に重要な課題について、その到達すべき88項目の目標を設定しており、中間評価を行うためには、この各目標項目の進捗管理が必要となってくる。

目標項目のデータソースについては以下のとおりであり、本県では既存の各種統計・調査データの他に、県独自で「生活習慣関連調査」を実施し、目標項目の設定と数値を把握している。

「市町村実態調査」や各種指標については、毎年、又は定期に進捗を確認できるが、「生活習慣関連調査」に基づく目標項目、25項目（28.4%）については、今回の中間評価に向け、調査を実施する必要がある。

< 88項目の目標値のデータソース内訳 >

・生活習慣関連調査	25項目
・市町村実態調査等調査結果	15項目
・各種指標	
人口動態統計など統計データ	7項目
厚労省等公表データ等	15項目
愛知県への事業報告等	22項目
その他県調査	4項目

今までの生活習慣関連調査の実施時期
第1次計画（平成13年度～24年度）
・計画策定時：平成12年度
・中間評価時：平成16年度
第2次計画（平成25年度～34年度）
・計画策定時（第1次計画最終評価）
：平成24年度


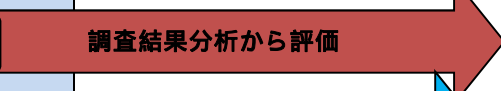
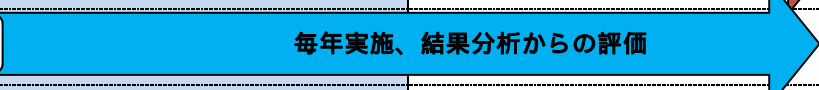
3 中間評価までのスケジュールについて（案）

平成29年度に中間評価をするためには、事前に評価指標である、各目標項目について直近値を把握する事が必要であるが、平成29年度に調査実施・分析から評価までを行うとした場合、評価のための検討に十分な時間を確保できないことが懸念される。

このため、右記「表 中間評価のスケジュール案」に示すとおり、前年である平成28年度に「生活習慣関連調査」とその結果分析までを実施した上で、平成29年度に十分な評価検討を実施し、中間評価を行うこととしたい。

なお、前回第1次計画中間評価の際も同様のスケジュールで進めている。

表 中間評価のスケジュール案

内容・時期	平成 27 年度	平成 28 年度実施予定		平成 29 年度実施予定	
計画中間 評価	健康づくり 推進協議会 	健康づくり推 進協議会	健康づくり推 進協議会	健康づくり推 進協議会	健康づくり推 進協議会 評価結果 公表
		中間評価に向け、評価委員会等方法検討 調査項目等の決定、結果分析		計画評価委員会	中間評価：評価委員会等で評価結果検討
生活習慣 関連調査	調査の項目案 の事前検討	調査の実施	結果の分析	 調査結果分析から評価	
市町村 実態調査	調査実施・結果分析	 毎年実施、結果分析からの評価			
各種指標	データまとめ	統計データ、報告データのまとめ		統計データ、報告データのまとめ	

* 上記は、第 1 次計画（平成 13 年度～24 年度）の中間評価のスケジュールを参考に設定

参考：「平成 24 年度実施の生活習慣関連調査」実施状況

- (1) 調査地域：愛知県内全域
- (2) 調査対象：調査票 A (県内在住の満 20 歳以上の男女)
調査票 B (県内在住の満 16 歳から満 19 歳までの男女)
- (3) 調査内容：
 - 調査票 A (個人の属性、健康状態及び既往症、健康診断等の受診状況、生活習慣に関する認識及び状況、地域における交流状況等 38 項目)
 - 調査票 B (個人の属性、健康状態、生活習慣に関する認識及び状況、地域における交流状況等 22 項目)
- (4) サンプル数：5,000 人
- (5) 抽出方法：
 - 調査票 A (住民基本台帳の満 20 歳以上の者を 1,500 人に 1 人ずつ無作為抽出)
 - 調査票 B (住民基本台帳の満 16 歳から満 19 歳までの者を 500 人に 1 人ずつ無作為抽出)
- (6) 回収数及び回収率
回収数：2,084 人、回収率：41.7%
- (7) 調査方法：郵送配布・郵送回収

* 「健康日本 21 あいち新計画」と同様に、「愛知県がん対策推進計画」、「愛知県歯科口腔保健基本計画」についても、平成 29 年度を中間評価等評価年としており、目標項目についても一部同様の項目を設定している。また、評価指標として、「生活習慣関連調査」の結果による評価が必要な項目もあるため、この調査の実施は、他の計画の評価においても重要である。